

「福島原発事故に伴う損害賠償請求研修会及び個別相談会」

日時：平成 25 年 11 月 14 日（木）
午後 1 時から 4 時 30 分まで
場所：仙台合同庁舎 1001 会議室

東京電力に対する損害賠償請求について

- ◆ 損害賠償請求の法的根拠
- ◆ 原子力損害賠償の請求方法
- ◆ 原発 ADR での解決例
- ◆ 相当因果関係
- ◆ 消滅時効
- ◆ 弁護士への相談・依頼方法

弁護士 齊藤 睦男

ひろむ法律事務所

仙台市青葉区大町一丁目 2 番 1 号 ライオンビル 8 階

東京電力に対する損害賠償請求について

平成25年11月14日 / 弁護士 齊藤 睦男

◆ 損害賠償請求の法的根拠

【原子力損害の賠償に関する法律】

第3条 第1項 本文（無過失責任、責任の集中等）

原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは、当該原子炉の運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によつて生じたものであるときは、この限りでない。

第2条（定義） 第2項（原子力損害）（要約）

原子力損害とは、核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性作用により生じた損害をいう。

⇒ 賠償されるべき損害について何らの限定を付さないことを表明したもの（東京地裁平成18年4月19日判決 判例時報1960号64頁）。放射線による人体被害に限定することなく、経済活動や日常生活等の人の行動を制限することによる被害もまた原子力事故と相当因果関係のある損害であれば、原子力損害に含まれる（日本弁護士連合会編「原発事故・損害賠償マニュアル」15、16頁）。

【無限責任主義】原子力損害賠償責任の履行を確保するため、原子力事業者は、保険機関との原子力損害賠償責任保険契約（同法8条）及び政府との原子力損害賠償保障契約（同法10条）を締結し、基金を用意するほか、原子力損害が事業者の損害賠償措置額を超え、かつ、同法の目的を達する必要があると認められる場合には、政府が必要な援助を行うことができる（同法16条1項）。

◆ 原子力損害賠償の請求方法

1 直接請求 東京電力に対し、同社の案内する書式に記載し、損害賠償請求を直接行う。

【長所】

【短所】

2 原発ADR 原子力損害賠償紛争解決センターに対し、東京電力を相手方として、損害賠償について和解の仲介を申し立てる。

※「ADR」（Alternative Dispute Resolution）とは、訴訟手続によらず民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与してその解決を図る手続のこと。裁判外紛争解決手続と訳されている。

【長所】

【短所】

3 民事訴訟 裁判所に対し、東京電力（及び国）を被告として、損害賠償請求の民事訴訟を提起する。

【長所】

【短所】

◆ 原発ADRでの解決例

(宮城県の個人・法人事業者の解決例。●はみやぎ原発損害賠償弁護団によるもの)

- ① 宮城県南産の米を販売している米穀店について、風評被害による逸失利益が賠償された事例。
- ② 宮城県で稲わらを買付け販売している申立人について、稲わらの販売不能による逸失利益及び汚染された稲わらを保管していた牛舎の除染費用等が賠償された事例。
- ③ ●宮城県の牛肉等の畜産加工品の製造・販売業者が販路と需要の拡大を見越して工場新設等の設備投資を行ったが、原発事故の風評被害により売り上げが予定外に落ち込んだことによる逸失利益や検査費用が賠償された事例。
- ④ ●宮城県の椎茸等の栽培・販売農家が出荷制限等により生産再開を断念したことによる逸失利益が賠償された事例。
- ⑤ ●福島県内の養豚業者が原発事故により廃棄したため、その養豚業者の豚を運送してきた宮城県の業者が被った営業損失について、直近6か月間の営業利益に相当する賠償がなされた事例。
- ⑥ ●宮城県近海で漁業を営んでいたが、風評被害の影響等により廃業に追い込まれた漁業者の営業損害（廃業から6年分の逸失利益×寄与率25%）が賠償された事例。

◆ 相当因果関係 ～ 原子力損害賠償のキー・ワード

1 事実的因果関係（条件関係）

《Pがなかったなら、Qは生じなかった》

2 相当因果関係

《風が吹けば桶屋がもうかる》

事実的因果関係のある損害のうちどの範囲の損害を賠償すべきか

⇒ 相当因果関係の問題

その損害がその事故によって通常発生する程度、範囲を超えていないかどうかが一般的には問われる。

《原子力損害の特徴》

- 原子力事故がもたらす被害の甚大さと場所的・内容的・時間的広がりとは計り知れぬものがあり、原子力損害の外延を客観的にとらえ切ることができない。未知の領域の問題。
- 原賠法の被害救済の観点（無過失責任・無限責任）からも、「通常発生する程度、範囲」はより広く見るべき。

3 具体的な問題

【直接損害】事例②、④

出荷制限による減収、除染費用など

【間接損害】事例⑤

代替性がないことの疎明

【風評被害】事例①、③、④、⑥

原発事故の寄与率をどうみるか。補償期間をどこまでみるか。

風評被害は、人々のリスク認識のバイアスに起因して発生する。

リスク認識上のバイアスが発生する条件は、①発生確率が低い事象であり、かつ②客観的なリスク情報が信頼されず消費者が独自に判断する傾向が強いことである。そして一旦風評被害が発生すると、たとえ消費者に商品等のリスクに関する正確な情報が周知されたとしても、なお風評被害は残存しえ

ることになる（いわゆるプロスペクト理論。NBLN982の98頁）。

◆ 消滅時効

- 1 民法724条 不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から20年を経過したときも、同様とする。
- 2 民法153条 催告は、6箇月以内に、裁判上の請求、支払督促の申立て、和解の申立て、民事調停又は家事事件手続法による調停の申立て、破産手続参加、再生手続参加、更生手続参加、差押え、仮差押え又は仮処分をしなければ、時効の中断の効力を生じない。
- 3 東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律 第2条
原子力損害賠償紛争審査会が和解の仲介を打ち切った場合（当該打ち切りが政令で定める理由により行われた場合に限る。）において、当該和解の仲介の申立てをした者がその旨の通知を受けた日から一月以内に当該和解の仲介の目的となった請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、当該和解の仲介の申立ての時に、訴えの提起があったものとみなす。

4 要点

- (1) 損害を知った時から3年を経過していても、経過前に原発ADRに申立てた事件は時効が中断する。
ただし、次の点に留意する必要がある。
 - ・損害費目で未請求のもの（EX.まだ請求していない財物損害）は中断しない。
 - ・和解不成立の場合は1か月以内に訴訟提起する必要がある。
- (2) 損害を知った時から3年を経過していても、経過前に訴訟になっている事件は時効が中断する。
 - ・損害費目で未請求のもの（EX.まだ請求していない財物損害）は中断しない。
 - ・原発ADRで和解不成立の場合は1か月以内に訴訟提起する必要がある。

◆ 弁護士への相談・依頼方法

- 1 原子力損害賠償に関する法律相談は無料。ただし「面談カード」に記載が必要。
- 2 一般的な相談窓口 ⇒ 「原発損害賠償の相談です。」と申し出てください。
 - ① 仙台弁護士会法律相談センター 電話022-223-2383
 - ② 法テラス（日本司法支援センター）宮城 電話050-3383-5538
- 3 専門相談窓口
みやぎ原発損害賠償弁護団 専用電話022-399-8122
 - 弁護団所属25名（このうち築館、石巻、大河原、岩沼に各1名）の弁護士が随時ご相談に応じています。
 - 上記弁護団が原発ADR申立ての依頼を受ける場合の弁護士費用
着手実費 個人（1世帯）2万円／事業者（法人・個人）1社3万円
成功報酬 賠償額の5%（ただしこのうち3%は東電が負担）
 - 同じく、民事訴訟を依頼の場合
請求額と事案内容により、〔着手実費〕〔印紙代〕〔成功報酬〕が決まります。
法律相談時にご案内します。

以上

東京電力に対する 損害賠償請求について



平成25年11月14日

ひろむ法律事務所
弁護士 斉藤 睦 男

◆ 損害賠償請求の 法的根拠



-ひろむ法律事務所-

2

【原子力損害の賠償に関する法律】



第3条第1項本文 (無過失責任、責任の集中等)

原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは、当該原子炉の運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる。

ただし、その損害が異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によつて生じたものであるときは、この限りでない。

-ひろむ法律事務所-

3

【原子力損害の賠償に関する法律】



第2条(定義)第2項(原子力損害)(要約)

原子力損害とは、核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性作用により生じた損害をいう。

➡賠償されるべき損害について何らの限定を付さないことを表明したもの(東京地裁平成18年4月19日判決・判例時報1960号64頁)。放射線による人体被害に限定することなく、経済活動や日常生活等の人の行動を制限することによる被害もまた原子力事故と相当因果関係のある損害であれば、原子力損害に含まれる(日本弁護士連合会編「原発事故・損害賠償マニュアル」15、16頁)。

4

【無限責任主義】



原子力損害賠償責任の履行を確保するため、原子力事業者は、保険機関との原子力損害賠償責任保険契約(同法8条)及び政府との原子力損害賠償保障契約(同法10条)を締結し、基金を用意するほか、原子力損害が事業者の損害賠償措置額を超え、かつ、同法の目的を達する必要があると認められる場合には、政府が必要な援助を行うことができる(同法16条1項)。

-ひろむ法律事務所-

5

◆ 原子力損害賠償の 請求方法



-ひろむ法律事務所-

6

1 直接請求

東京電力に対し、同社の案内する書式に記載し、損害賠償請求を直接行う。

【長所】
【短所】

2 原発ADR

原子力損害賠償紛争解決センターに対し、東京電力を相手方として、損害賠償について和解の仲介を申し立てる。

※「ADR」(Alternative Dispute Resolution)とは、訴訟手続によらず民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与してその解決を図る手続のこと。裁判外紛争解決手続と訳されている。

【長所】
【短所】

3 民事訴訟

裁判所に対し、東京電力(及び国)を被告として、損害賠償請求の民事訴訟を提起する。

【長所】
【短所】

◆ 原発ADRでの解決例

(宮城県の個人・法人事業者の解決例。)

- はみやぎ原発損害賠償弁護団によるもの)

- ① 宮城県南産の米を販売している米穀店について、風評被害による逸失利益が賠償された事例。
- ② 宮城県で稲わらを買付け販売している申立人について、稲わらの販売不能による逸失利益及び汚染された稲わらを保管していた牛舎の除染費用等が賠償された事例。
- ③ ● 宮城県の牛肉等の畜産加工品の製造・販売業者が販路と需要の拡大を見越して工場新設等の設備投資を行ったが、原発事故の風評被害により売り上げが予定外に落ち込んだことによる逸失利益や検査費用が賠償された事例。

- ④ ● 宮城県の椎茸等の栽培・販売農家が出荷制限等により生産再開を断念したことによる逸失利益が賠償された事例。
- ⑤ ● 福島県内の養豚業者が原発事故により廃棄したため、その養豚業者の豚を運送してきた宮城県の業者が被った営業損失について、直近6か月間の営業利益に相当する賠償がなされた事例。
- ⑥ ● 宮城県近海で漁業を営んでいたが、風評被害の影響等により廃業に追い込まれた漁業者の営業損害(廃業から6年分の逸失利益×寄与率25%)が賠償された事例。

◆ 相当因果関係



～ 原子力損害賠償のキー・ワード

1 事実的因果関係 (条件関係)

《Pがなかったなら、Qは生じなかった》

2 相当因果関係

《風が吹けば桶屋がもうかる》

事実的因果関係のある損害のうちどの範囲の損害を賠償すべきか？

- ➡ 相当因果関係の問題
その損害がその事故によって通常発生する程度、範囲を超えていないかが一般的には問われる。

《原子力損害の特徴》



- 原子力事故がもたらす被害の甚大さと場所的・内容的・時間的広がりとは計り知れぬものがあり、原子力損害の外延を客観的にとらえ切ることにはできない。未知の領域の問題。
- 原賠法の被害救済の観点（無過失責任・無限責任）からも、「通常発生する程度、範囲」はより広く見るべき。

3 具体的な問題

【直接損害】事例②、④

出荷制限による減収、除染費用など

【間接損害】事例⑤

代替性がないことの疎明

【風評被害】事例①、③、④、⑥

原発事故の寄与率をどうみるか？
補償期間をどこまでみるか？

風評被害は、人々のリスク認識のバイアスに起因して発生する。

リスク認識上のバイアスが発生する条件は、①発生確率が低い事象であり、かつ②客観的なリスク情報が信頼されず消費者が独自に判断する傾向が強いことである。そして一旦風評被害が発生すると、たとえ消費者に商品等のリスクに関する正確な情報が周知されたとしても、なお風評被害は残存しえることになる（いわゆるプロスペクト理論。NBLN^o982の98頁）。

◆ 消滅時効



1 民法724条

不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から20年を経過したときも、同様とする。

2 民法153条

催告は、6箇月以内に、裁判上の請求、支払督促の申立て、和解の申立て、民事調停又は家事事件手続法による調停の申立て、破産手続参加、再生手続参加、更生手続参加、差押え、仮差押え又は仮処分をしなければ、時効の中断の効力を生じない。

3 東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律 第2条

原子力損害賠償紛争審査会が和解の仲介を打ち切った場合（当該打ち切りが政令で定める理由により行われた場合に限る。）において、当該和解の仲介の申立てをした者がその旨の通知を受けた日から一月以内に当該和解の仲介の目的となった請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、当該和解の仲介の申立ての時に、訴えの提起があったものとみなす。

4 要点

- (1) 損害を知った時から3年を経過していても、経過前に原発ADRに申立てた事件は時効が中断する。
ただし、次の点に留意する必要がある。
 - ・ 損害費目で未請求のもの（Ex.まだ請求していない財物損害）は中断しない。
 - ・ 和解不成立の場合は1か月以内に訴訟提起する必要がある。
- (2) 損害を知った時から3年を経過していても、経過前に訴訟になっている事件は時効が中断する。
 - ・ 損害費目で未請求のもの（Ex.まだ請求していない財物損害）は中断しない。
 - ・ 原発ADRで和解不成立の場合は1か月以内に訴訟提起する必要がある。

◆ 弁護士への 相談・依頼方法



- 1 原子力損害賠償に関する法律相談は無料。
ただし「面談カード」に記載が必要。

2 一般的な相談窓口

⇒「原発損害賠償の相談です。」と申し出て
ください。

- ① 仙台弁護士会法律相談センター
電話022-223-2383
- ② 法テラス（日本司法支援センター）宮城
電話050-3383-5538

3 専門相談窓口

みやぎ原発損害賠償弁護団

専用電話022-399-8122

- 弁護団所属25名（このうち築館、石巻、大河原、岩沼に各1名）の弁護士が随時ご相談に応じています。
- 上記弁護団が原発ADR申立ての依頼を受ける場合の弁護士費用
 - * 着手実費 個人（1世帯）2万円／
事業者（法人・個人）1社3万円
 - * 成功報酬 賠償額の5%
（ただし、このうち3%は東電が負担）
- 同じく、民事訴訟を依頼の場合
請求額と事案内容により、「着手実費」・「印紙代」・
「成功報酬」が決まります。
法律相談時にご案内します。

* * . * * . * * . * * . * *

ご清聴
ありがとうございました

* * . * * . * * . * * . * *